

様式第九（第4条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に係る照会書

令和4年4月6日

経済産業大臣 萩生田 光一 殿
国土交通大臣 斉藤 鉄夫 殿

東京都中央区明石町8番1号 聖路加タワー26階
日鉄日立システムエンジニアリング株式会社
代表取締役社長 堀 洋之

産業競争力強化法第7条第1項の規定に基づき、実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、確認を求めます。

記

1. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

当社はこれまで、統合電子帳票ソリューション等にて大量の紙帳票を電子化して社会に貢献してまいりました。今後は、社内の帳票だけでなく、契約書等の取引先とやりとりする文書も電子化することで、ビジネスのスピードアップと業務の効率化を進めたいと考え、いわゆる「立会人型の電子契約サービス」である「DocYou（ドックユー）」の提供を始めました。

現在、様々な業界で取引電子化を推進しておりますが、建設業にもDocYouを提供することで、建設業での業務効率化とスピードアップに貢献すると同時に、取引全体の電子化による社会経済全体の効率化に資することを事業活動の目標としております。

2. 新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

「新たな役務の開発又は提供」に該当します。

当社は電子契約サービスをすでに様々な業界に提供しておりますが、建設業での利用が認められることにより、以下のような新たな需要（売上、シェア）を獲得できると考えております。

サービス導入に伴い、導入先に対し、下記生産性の向上が見込まれます。

- ・書面による契約締結までの事務作業軽減

Web上の簡単な操作だけで契約を締結することができ、郵送などの作業が不要となります。

- ・契約締結までのリードタイムの短縮

電子契約であれば、クラウド上でデータを確認し、合意したその場で契約締結を実現するため、契約締結までの時間短縮になります。

3. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

(1) 実施事業主体

- ⑧ 同意の場合には、利用者（契約元）甲の契約意思を記録した上で、DocYouは契約意思に関与することなく自動的に、当該契約書の情報を電子署名実施事業者（セイコーソリューションズ株式会社）の長期署名クラウドサービスeviDaemon<エビデモン>にて、当社の秘密鍵による暗号化処理を実施します。
- ⑨ 契約の結果（契約書と合意証明書）は利用者（契約元・契約先）双方から常時参照可能となります。また、ダウンロードし印刷も可能となります。

<契約意思を示す本人の特定について>

「DocYou」の利用開始にあたっては、下記2つの方式により本人と所属組織の確認を行います。

- ① 利用者の申込時に当社が本人と所属組織の確認をおこない登録する
- ② 利用企業が取引先を招待する際には、本人と所属組織の確認をおこない、連絡先に招待URLを通知する。

「DocYou」上で契約書に対する操作を行うためにID/パスワード及びワンタイムパスワードによる二要素認証を実施し、利用時の本人確認を行っております。

（3）新事業活動を実施する場所

当社オフィスよりクラウドサービスにて提供します。

東京都中央区明石町8番1号 聖路加タワー26階

4. 新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

サービスの開始は2020年10月1日より

建設業向けには、回答受領後、ただちに実施

5. 解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定

建設業法

第19条

- 3 建設工事の請負契約の当事者は、前2項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

建設業法施行規則

第13条の4

- 2 前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。
 - 1 当該契約の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
 - 2 ファイルに記録された契約事項等について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
 - 3 当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること。

6. 具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解

（1）確認事項

① 当社の電子契約サービスDocYouが、建設業法施行規則第13条の4第2項に規定する技術的基準の要件を満たしているか確認したい。

(2) 確認事項に対する当社の考え

「建設業法施行規則第13条の2第2項に規定する「技術的基準」に係るガイドライン」には、見読性の確保ならびに原本性の確保について述べられています。また、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（2020年10月1日施行）により、建設業法施行規則第13条の4第2項の3が追加され、本人性の確保について要件が述べられています。DocYouは下記の対応により、建設業法施行規則第13条の4第2項に規定される技術的基準の要件を満たしていると考えています。

1) 見読性の確保について

DocYouは文書原本を保管する機能を有しており、インターネットに接続できるパソコンからWebブラウザを経由しDocYouにアクセスすることで、建設工事請負契約書をPDFファイルとして閲覧、印刷、ダウンロードすることが可能であり、見読性の確保の要件を満たします。

2) 原本性の確保について

DocYouは公開鍵暗号方式による電子署名及びタイムスタンプを付与する機能を有します。契約締結したPDFデータには「署名済み」であることを示す署名者情報と、ISO32000に定める標準規格「PAdES (PDF Advanced Electronic Signatures)」に準拠した長期署名フォーマットを採用したタイムスタンプ署名を付与します。

署名者情報とタイムスタンプには証拠力を維持するため、改ざん防止の措置(※1)が取られており、不正な処理が行われると、PDFの原本性が無効であることが検知できることから、原本性の確保の要件が満たせます。

※1：改ざん防止の措置

PDFファイルには、事前にPDFファイルをハッシュ関数で求めたハッシュ値を秘密鍵で処理した暗号文を付与しています。この暗号文を公開鍵で復号化したハッシュ情報は、本来、PDFファイルを再度ハッシュ関数でハッシュ値にしたものと合致するようになっています。万が一、PDFファイルが変更されていると、ハッシュ値が合致しないため、改ざんが検知できる仕組みとなっています。

3) 本人性の確保について

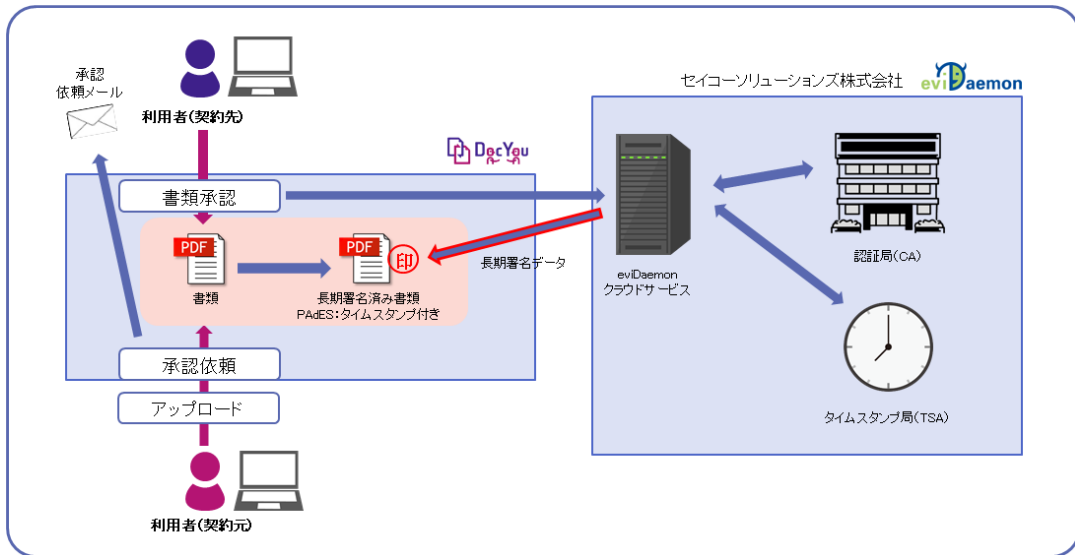
DocYouでは、ユーザーの登録について、3. (2) 事業概要の<契約意思を示す本人の特定について>に記載のとおり、利用者の申込時に当社が本人と所属組織の確認をおこない登録し、利用企業が取引先を招待する際には、本人と所属組織の確認をおこない、連絡先に招待URLを通知します。「DocYou」上で契約書に対する操作を行うためにID/パスワード及びワンタイムパスワードによる二要素認証を実施し、利用時の本人確認を行っております。

その上で、電子署名を契約書の電子データ (PDFファイル) に付与します。電子署名を施す処理は、承認者の指図に基づきクラウド上で機械的に行われ、サービス提供事業者である弊社の意思が介在する余地がなく、署名者の意思のみに基づいて電子署名を行います。

具体的には、セイコーソリューションズ株式会社の長期署名クラウドサービス eViDaemon<エビデモン>において電子署名を付与します。

電子署名は署名者が承認ボタン押下を実施することで、付与処理が実施されます。

当該、署名指示にあたり、署名者の端末と弊社サーバー間の通信と、弊社サーバーとセイコーソリューションズ間の通信については、TLS通信により暗号化していることから、通信途上のなりすまし、盗聴、改ざんを防止しています。

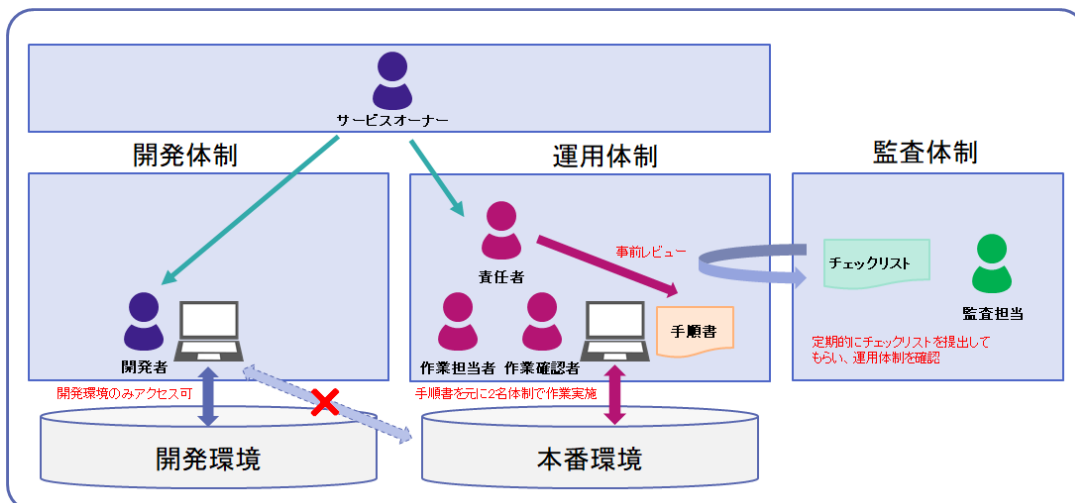


また、弊社開発者が、サービス利用者の意図とは異なる電子署名等、悪意を持った本番の改変を行えないように、以下のように担当を分離し、組織的にサーバーへのアクセス制御を実施しています。

開発者は専用の開発環境にて開発作業を行います。開発者は本番環境へのアクセスは不可となっています。

本番環境にアクセスして作業を行う必要がある場合は、作業担当者として作業確認者を分離した体制で行います。事前に責任者にてレビューを実施した手順書をもとに作業を行います。

監査部門の監査担当にて運用体制の第三者チェックを定期的に行い、改善が必要な事項が発生した場合には運用の改善を行います。



承認済み契約書の電子データに付与された電子署名のデータは、Adobe Acrobat等のPDFリーダーの「署名パネル」で確認でき、サービス提供事業者である弊社の電子証明書の内容が記録されています。署名者の会社名・氏名・メールアドレス・時刻については別途発

行される合意証明書に記録されており、合意者双方で確認できます。

なりすましを防止する対策を講じた上で、署名者が自らの意思のみに基づいて電子署名を行うものであることから、本人性の確保の要件を満たします。

7. その他
特になし。